

平成17年度環境省予算(案)施策の成果目標

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
1	地球温暖化対策	○地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し結果を踏まえ、現行対策の実効性を高めると同時に、必要な追加対策を導入することにより、京都議定書の6%削減約束を達成するとともに、更なる長期的・継続的な排出削減へと導く。 ○環境省としては、 ・2008年から2012年のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を1990年比で総排出量の2%相当削減 ・2005年中までに全都道府県に都道府県地球温暖化防止活動推進センターを設置 ・2005年中に地球温暖化防止活動推進員の登録者数を4,000名程度とする ○国際的取組としては、米国や開発途上国を含むすべての国が参加する共通のルールが構築されるよう、引き続き最大限の努力を傾ける。 ○吸収源対策については、昨年12月に策定されたIPCC良好手法指針に即し、森林、緑地等における吸収量の報告・検証体制確立に向けた検討を行う。	政府全体として、現在の大綱における対策・施策の実効性を高めるとともに、追加的対策・施策を導入 環境省においては、中央環境審議会における評価・見直しの審議内容を踏まえ、以下のような対策・施策の強化を実施する予定 ○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく取組の推進 ・温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の導入 ・引き続き、全国・都道府県の温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の活動を更に強化 ○石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計による事業の実施 ・(新)学校への燃料電池導入事業(対策技術率先利用補助事業の内) ・(新)再生可能エネルギー高度導入地域整備事業 ・(新)地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 ・地球温暖化対策技術開発事業 ・地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター事業 ・(新)二酸化炭素排出量削減モデル住宅整備事業(環の匠住宅整備事業) ・(新)温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業 ・(新)業務部門二酸化炭素削減モデル事業 ・都道府県センター普及啓発・広報事業 ・CDM/JI設備補助事業 等 ○また、国際的には、地球温暖化対策の実効性の確保に向け、2012年までの第一約束期間の後も視野に入れ、全ての国が参加する共通ルールの構築を目指し、引き続き各国との政策対話を積極的に進めていく。 ・地球温暖化に係る将来目標検討 ・(新)アジア地域の主要排出国との気候変動問題セミナー実施事業	(指標)毎年気候変動枠組条約事務局に提出している温室効果ガス排出・吸収目録による数値 (指標)都道府県地球温暖化防止活動推進センターの設置数 (指標)地球温暖化防止活動推進員として委嘱された者の総数	24,478,393
2	オゾン層保護対策	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量をH16年に3,615ODPトン、H32年に0ODPトンとする。 各年のデータはそれぞれ当該年1月から12月までのデータ、単位はオゾン破壊係数をかけた数値(ODPトン)	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)等により、クロロフルオロカーボン(CFC)等のオゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施すること。 ○特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)の円滑な施行によりフロン類の回収破壊を進めること。	(指標)ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量 (参考指標)南極のオゾンホール面積 (参考指標)PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値 (参考指標)フロン回収破壊法に基づくフロン類回収量	92,113
3	酸性雨等対策	EANET分析精度管理目標達成率を100%にする。	○EANETを財政的に支援するため、その事務局及び技術センターの運営に必要な経費をEANET事務局に提出すること。 ○EANETの活動とも連携しつつ、広域のかつ長期的な酸性雨モニタリングを継続的に実施していくために策定した「酸性雨長期モニタリング計画」に基づき、酸性沈着等のモニタリングを実施すること。 ○将来の国際協調に基づく酸性雨対策推進のための科学的基盤を固めるため、東アジア地域を対象とした酸性雨原因物質の移動・拡散・反応・沈着のシミュレーションモデルの改良、モデル検証のための現地調査を実施すること。また、国内においても、酸性雨の影響の発現が疑われる集水域での重点的な調査を実施すること。	(指標)EANETモニタリング(酸性沈着)地点数 (参考指標)国内酸性雨モニタリング地点数 (指標)EANET分析精度管理目標達成率	468,582
4	海洋環境の保全	船舶からの廃棄物の海洋投入処分量を、H19年に284万トンとする。	○ロンドン条約96年議定書の規定に基づく、我が国の国内制度の整備及び船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る規制を実施すること。 ○長期的な海洋環境への影響を適切に把握するためのモニタリングを実施すること。 ○MARPOL73/78条約等の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律を始めとする我が国の国内制度を整備するほか、船舶からの油、有害液体物質等、廃棄物の排出に係る規制を実施すること。	(指標)廃棄物海洋投入処分量	227,033

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
5	固定発生源対策	○環境基準の達成 二酸化窒素:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。 浮遊粒子状物質:1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。 光化学オキシダント:1時間値が0.06ppm以下であること。 二酸化硫黄:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 一酸化炭素:1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 ベンゼン:1年平均値が3μg/m3以下であること。 トリクロロエチレン:1年平均値が200μg/m3以下であること。 テトラクロロエチレン:1年平均値が200μg/m3以下であること。 ジクロロメタン:1年平均値が150μg/m3以下であること。	○大気汚染防止法(排出規制等) ・総合大気環境保全対策検討 ・有害大気汚染物質排出抑制対策推進 ○公害防止用設備に係る税制優遇 ・ばい煙処理用等設備又は窒素酸化物抑制設備に係る特別償却等	(指標)大気汚染に係る環境基準達成率	551,411
6	自動車排出ガス対策	○環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。 指標 ・全国の測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(目標値:100%) (二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント) ・自動車NOx・PM法対策地域内の測定局における環境基準達成率(目標値:100%) (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) ・低公害車の普及台数(目標値:1000万台) ・燃料電池自動車の普及台数(目標値:5万台) ・一般公用車への低公害車の導入率(目標値:100%)	○自動車単体制制 ・自動車排出ガスの量の許容限度 ・自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度 ○自動車NOx・PM総量削減対策 ・自動車NOx・PM法 ・排出基準適合車導入に伴う自動車取得税の優遇 等 ○低公害車の普及促進 ・低公害車普及事業 ・低公害車の導入に伴う自動車取得税の優遇 ・自動車税のグリーン化 ・日本政策投資銀行等による低利融資 等	(指標)全国の測定局における大気汚染に係る環境基準達成率 (指標)自動車NOx・PM法対策地域内のNO2及びSPMに係る環境基準 (指標)低公害車の普及台数 (指標)燃料電池自動車の普及台数 (指標)一般公用車への低公害車の導入率	883,103
7	基礎調査・監視測定体制の整備等	大気環境に関し人の健康を保護するとともに生活環境を保全する。	○自治体常時監視データの即時収集及び公表 ○有害大気汚染物質モニタリング推進事業 ○有害大気汚染物質監視費補助 ○放射能調査研究費 ○ディーゼル排気微粒子リスク評価検討調査研究費 ○微小粒子状物質等曝露影響調査 ○環境ナノ粒子の生体影響に関する調査研究費 ○花粉観測・予測体制整備費		839,002
8	大気生活環境対策	○騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。 一般地域:100% 道路に面する地域:100% 航空機騒音:100% 新幹線鉄道騒音:100% ○騒音、振動、悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。 ○ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。 ○光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。	○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法 ○特定事業用資産(騒音発生施設)の買替(交換)の場合の譲渡所得の課税の特例 ○騒音防止施設の特別土地保有税の非課税 ○ポスト第3次75デシベル対策 ○におい環境保全総合対策 ○ヒートアイランド対策に関する調査、大気生活環境の質に関する調査 ○認定緑化施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)	(指標)騒音に係る環境基準達成率 (一般地域、道路に面する地域、航空機騒音・新幹線鉄道騒音) (参考指標)苦情件数(騒音・振動・悪臭) (参考指標)スターウォッチングネットワーク参加者数	308,605
9	流域の視点から見た水環境の保全	人の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準等の目標を設定し、これらを達成、維持するとともに、健全な水循環を確保する。 ○環境基準等の目標の設定について 常に環境中の化学物質等に係る科学的知見を集積し必要な基準等の設定、基準値等の見直しを行う。 ○環境基準の維持・達成について ・人の健康の保護に関する環境基準(カドミウム等26項目) 達成時期:直ちに達成 目標値:100% ・生活環境に関する環境基準(BOD等9項目) 達成時期:水域の状況に応じて告示にて設定(「ただちに」、「5年以内で可及的速やかに達成」、「5年を超える期間で可及的速やかに達成」、「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。」の4段階) 目標値:100% ・ダイオキシン類に関する環境基準(水質・底質) 達成時期:直ちに達成 目標値:100% ○環境保全上健全な水循環の確保 地域における健全な水循環の取組を支援し、水循環計画の着実な実施を図る。	○環境基本法に基づき(環境基準の設定・見直し ・「生活環境項目検討調査」、「水環境における有害物質リスク管理手法検討調査」等により、必要な化学物質等の知見の集積等を行い、環境基準の設定・見直しに資する。 ○環境保全上健全な水循環の確保 健全な水循環の確保のための方策検討や地域支援調査等を行い、水辺環境、水循環に係る施策を推進する。	(指標) 環境基準の達成率 (平成15年度) 公共用水域 : 健康項目:99.3% 生活環境項目(河川・湖沼・海域の全体):83.8% 地下水 : 91.8% ダイオキシン類 : 97.6%(公共用水域・水質)、99.5%(公共用水域・底質)、100%(地下水) (参考指標) 地方公共団体等に対する情報提供 平成15年度実績 「健全な水循環系構築のための計画作りに向けて、を策定公表した。	569,708

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
10	水利用の各段階における負荷の低減	○特定事業場における排水規制の実施により、水環境の負荷を低減する。 ○生活排水対策等の推進により水環境への負荷を低減する。 ○地下水の汚染状況の把握及び浄化対策の実施等により地下水汚染対策を推進する。 ○汚染底質対策着手率100%、汚染底質対策完了率100%	○排水規制効果のシミュレーション等による排水規制のあり方の検討や環境技術実証モデル事業等を利用した排水処理技術の普及 ○生活排水対策についての知識の普及啓発 ○硝酸性窒素により汚染された地下水を対象とし、浄化技術のフィールド実証調査により、浄化手法を確立する。また、重点地域対策のモデル事業により、地域の特性に応じた重点的な地下水汚染対策を推進するための仕組みを検討する。 ○ダイオキシン類汚染底質対策時における排出水の水管理手法や底質のダイオキシン類の簡易分析方法等を検討する。	(参考指標) ・環境基準達成率、特定事業場への立ち入り件数等 ・環境基準達成率、生活排水対策重点地域指定地域数等 ・地下水の環境基準達成率、浄化対策事例数等 対策の着手率・完了率	376,192
11	閉鎖性水域における水環境の保全	○第5次総量規制の着実な実施により、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海において、平成16年度を目標年度として、1,061t/日(COD)、950t/日(窒素)及び71.3t/日(燐)を目標に、汚濁負荷の削減を図る。 ○瀬戸内海において水質環境基準を確保し、埋立て及び赤潮の発生を抑制する。 ○有明海及び八代海の海域の環境基準を確保し、当該海域環境の保全及び改善等を図る。 ○指定湖沼流域における湖沼水質保全計画のより効果的な実施により、湖沼水質を改善し環境基準の達成を図る。	○水質汚濁防止法等における水質総量規制制度に基づく、下水道整備等による生活排水対策の推進、指定地域内事業場に対する総量規制基準の適用、小規模・未規制事業場に対する必要な指導、助言等による汚濁負荷量のさらなる削減 ○瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、水質汚濁の防止、自然景観の保全、失われた良好な環境の回復、埋立てに当たっての環境保全に対する配慮等の施策を行う。 ○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に基づき、国及び関係各県が連携、協力して当該海域の環境の保全・改善に係る対策を推進 ○湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画の策定と実施 ○中央環境審議会の審議結果等を踏まえ、湖沼環境保全制度の在り方の見直しを行うとともに、非特定汚染源対策や小規模・未規制事業場対策の推進、流域住民の参加による浄化事業の推進等によって湖沼水質の改善を図る。	(指標)環境基準の達成率 (指標)発生負荷量(トン/日) (参考指標)赤潮の発生件数(件) (参考指標)瀬戸内海の埋立て免許面積(ha) (参考指標)有明海及び八代海における養殖業・海面漁業の漁獲量(t) (参考指標)湖沼計画における水質目標達成率、発生負荷量	440,480
12	水環境の監視等の体制の整備	○水環境に関するデータを適切に把握し、GISを利用して広く国民に公開すると共に、行政・研究分野での活用促進を図る。 ○環境基準・排水基準に設定される項目について、その公定分析法を検討する。 ○要調査項目等の化学物質のうち、人間の健康等に影響の大きいものから分析法を開発する。	○水質等の水環境情報をデータベース化し、GISを活用し広く国民に公開すると共に、行政・研究分野での活用に資するシステム構築 ○公共用水域及び地下水の水質汚濁の現況を監視測定するための分析法開発等	(参考指標)常時監視測定地点数 (参考指標)常時監視測定検体数 (参考指標)水環境に関わる、当該ホームページへのアクセス件数 (参考指標)要調査項目の分析法開発数 (参考指標)公定分析法検討種類	30,363
13	土壌環境の保全	有害物質による土壌汚染について、土壌環境基準を達成・確保するとともに、土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、国民の安全と安心を確保する。	○土壌環境の状況の監視、把握 ○科学的知見を収集、整理、解析し、基準等を不断に見直し ○土壌汚染の調査及び対策技術の開発促進 ○技術的な対策指針等の策定 ○リスクコミュニケーションの支援	(参考指標)〔環境基準等の設定、見直し〕 環境基準項目数 土壌汚染対策法に基づく指定基準 (参考指標)〔農用地の土壌汚染対策の推進〕 基準値以上検出地域の面積 対策地域として指定されて地域の面積 対策事業等が完了した面積 対策地域を指定解除した面積 (参考指標)〔市街地等の土壌汚染対策の推進〕 有害物質使用特定施設の使用の廃止による調査対象施設の件数 都道府県知事が土壌汚染状況調査の命令を発出した件数 土壌汚染が認められ指定区域として指定された件数 ダイオキシン類常時監視地点数 ダイオキシン類環境基準超過地点数 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定地点	877,075
14	地盤環境の保全	渇水時を含め地下水採取や地下工事による地盤沈下を防止する。また、地下水位を回復し、湧水の復活を図るとともに適正な地下水位の維持に努める。	地下水の有効利用を含めた適正な地下水の管理手法を確立するとともに、総合的な地盤環境管理方策の検討を行う。	(指標)年間2cm以上の地盤沈下面積 (参考指標)地下水採取量(要綱地域の計) (参考指標)地下水位の測定本数	60,232
15	循環型社会の形成の推進のための基本措置	循環基本計画(及び廃棄物処理施設整備計画)に掲げる数値目標等の達成、基本計画に掲げる国の取り組むべき施策の実施 ○循環型社会形成推進基本計画の目標 ・資源生産性 約39万円/トン(H22年度) ・循環利用率 約14%(H22年度) ・最終処分量 約28百万トン(H22年度) ○廃棄物処理施設整備計画の目標 ・廃棄物等の適正な循環的利用や処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成を図る。	循環基本計画の点検、循環白書の作成により循環型社会の形成に施策の状況を把握	(指標)資源生産性 (指標)循環利用率 (指標)最終処分量	482,492

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
16	循環資源の適正な循環的な利用の推進 ア 個別リサイクル法(容器包装リサイクル法等)の施行 イ 各種リサイクルに関する情報収集・調査の実施	各リサイクル制度の適正な施行を図ること等により、循環資源の適正な利用を推進する。 ○容器包装リサイクル法に関する目標(平成19年度) ・分別実施市町村数 分別収集量(千トン) 無色のガラス製容器 3,169 467 茶色のガラス製容器 3,169 401 その他のガラス製容器 3,154 214 紙製容器包装 1,916 222 ペットボトル 3,132 273 プラスチック製容器包装 2,666 922 鋼製容器包装 3,226 535 アルミニウム製容器包装 3,227 187 段ボール 2,942 715 飲料用紙製容器 2,731 31 ○自動車リサイクル法に関する目標(各年度) ・再資源化率 自動車破砕残さ 70% ガス発生率 85% ○建設リサイクル法に関する目標 ・再資源化等実施率 コンクリート 95% アスファルトコンクリート 95% 建設発生木材 95% 等	○容器包装廃棄物減量化等促進事業 ○リサイクル制度の高度化・体系化推進事業 ○事前回収物品等リサイクル促進手法検討調査 ○循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業 など	(指標)容器包装リサイクル法における分別実施市町村数及び分別収集量 (指標)自動車リサイクル法における再資源率 (指標)建設リサイクル法における再資源化等の実施率等	122,949
17	循環資源の適正な循環的な利用の推進 ウ 先進的なリサイクル施設への支援の実施	先進的なリサイクル施設への支援を図ること等により、循環資源の適正な利用を推進する。	エコタウン事業の承認及び承認地域に対する補助金の交付等	(参考指標)廃棄物処理・リサイクル施設の整備状況	400,000
18	一般廃棄物対策(排出の抑制、再生利用、適正処理等) (公共)	廃掃法に基づき平成13年5月に定めた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」等に定めた目標 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%抑制する。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の再生利用量を約11%から約24%に増加させる。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。 ○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量を平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。	○一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査等の調査 ○市町村等が実施する廃棄物処理・リサイクルに関する一般廃棄物処理施設の整備に対する国庫補助	(指標)一般廃棄物の排出量 (指標)一般廃棄物の再生利用量 (指標)一般廃棄物の最終処分量 (指標)一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量	62,717,365
19	一般廃棄物対策(排出の抑制、再生利用、適正処理等) (非公共)	廃掃法に基づき平成13年5月に定めた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」等に定めた目標 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%抑制する。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の再生利用量を約11%から約24%に増加させる。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。 ○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量を、平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。	○一般廃棄物の適正処理推進のための各種調査 ○廃棄物の排出抑制・再生利用の推進のための普及啓発事業 ○市町村の災害廃棄物の処理等に対する国庫補助等	(指標)一般廃棄物の排出量 (指標)一般廃棄物の再生利用量 (指標)一般廃棄物の最終処分量 (指標)一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量	248,886
20	産業廃棄物対策(産業廃棄物処理市場・体制の整備)	環境負荷の少ない循環型社会を実現するため、産業廃棄物対策を強力に推進する。具体的な目標は以下のとおり。 ○廃棄物全体について、資源生産性を平成22年度において約39万円/トン、循環利用率を平成22年度において約14%、最終処分量を約28百万トンとする。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の排出量の増加を約12%に抑制する。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の再生利用量を約41%から約47%に向上させる。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、産業廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。 ○産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量を、平成22年度末において200g-TEQ/年以下とする。	○電子マニフェスト普及促進事業 ○産業廃棄物処理業優良化推進事業 ○産業廃棄物行政人材育成費 ○産業廃棄物処理事業立入調査指導費 ○廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査 ○産業廃棄物排出・処理状況調査 ○産業廃棄物処理施設モデル的整備事業 ○廃棄物処理施設における温暖化対策事業	(指標)産業廃棄物の排出量 (指標)産業廃棄物の再生利用量 (指標)産業廃棄物の最終処分量 (指標)産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量	5,772,795

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
21	産業廃棄物対策(ＰＣＢ廃棄物処理対策の推進)	平成28年7月までに安全・適正な処理を完了する。	○ＰＣＢ廃棄物対策推進費補助金 ○ＰＣＢ処理施設整備事業 ○ＰＣＢ廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査	(指標)平成28年7月までにPCB廃棄物の処理を完了する。	27,030,751
22	廃棄物の不法投棄の防止等(不法投棄対策)	産業廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量を、平成11年度に対し、平成22年度においておおむね半分に削減する。	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ○産業廃棄物不法投棄及び不適正処理現地調査指導費 ○環境破壊行為早期対応システム整備費 ○不法投棄事案対応支援事業 ○産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業 ○産業廃棄物不適正処理監視等対策強化費 ○産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	(指標)産業廃棄物の不法投棄量	4,040,556
23	廃棄物の不法投棄の防止等 (廃棄物等の不法輸出入の防止)	廃棄物等の適正な輸出入を確保する。	○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○バーゼル条約対策費 ○アジア資源循環推進構想事業	(参考指標)特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行状況(15年) (指標)廃棄物処理法輸出確認件数、輸入許可件数(15年度)	116,648
24	廃棄物の不法投棄の防止等 (特別管理廃棄物等の適正処理の確保)	化学物質管理対策の強化等により確に対応した廃棄物の適正な処理を確保する。	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○特別管理廃棄物処理基準設定費	(参考指標)特別管理産業廃棄物の追加を目的とした廃棄物処理法施行令等の改正 (参考指標)ガイドライン作成又は改正(平成16年3月感染性廃棄物処理マニュアル)	27,432
25	合併処理浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進	河川や湖沼等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水の対策を推進し、健全な水循環を確保する。 ○浄化槽による汚水処理人口を平成19年度で11％とする	○浄化槽設置整備事業 ○浄化槽市町村整備推進事業	(指標)浄化槽の普及率 (指標)浄化槽市町村整備推進事業の実施市町村数	16,113,975
26	環境リスクの評価	○有害性の高い化学物質の環境残留状況の把握及び環境リスクの評価・管理に資するために必要とされる対象物質について、環境モニタリングを計画的に進める。 ○特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化学物質排出把握管理促進法」という)対象物質等について環境リスク評価を進める(年20物質程度)。 ○小児等の脆弱性を考慮したリスク評価を行い、指針値等を設定する必要性を検討する際の基礎資料を得る。(小児等の環境保健に関する国際シンポジウムを年に1回開催する。) ○平成16年度までは「環境ホルモン戦略計画SPEED 98」に基づき、内分泌かく乱作用についての有害性評価を進めたところ、平成17年度以降は改訂される「戦略計画」に基づき事業を進める。 ○内分泌かく乱作用を評価するためのOECDにて検討されている試験法開発に協力するとともに、野生生物調査、リスク評価検討など、日英、日韓、日米と共同研究を進める。 ○「内分泌かく乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」を開催する(年1回)。	○化学物質による環境汚染の実態把握(化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費予算) ○内分泌かく乱化学物質の有害性評価等(内分泌攪乱化学物質対策関連予算) ○体系的な環境リスク評価の推進(化学物質排出把握管理促進法、化学物質の環境リスク評価推進費等予算)	(指標)行政需要の観点から調査が必要な物質の中で実際に調査に着手した物質数にて評価 (指標)環境リスク評価を実施した物質数にて評価 (参考指標)小児に関する調査結果と国際シンポジウムの開催状況によって評価 (指標)公開の検討会にて評価 (指標)公開の検討会にて評価 (参考指標)国際シンポジウムの開催状況にて評価	1,882,107
27	環境リスクの管理(ダイオキシン類対策)	○ダイオキシン類の排出総量を平成14年度末までに平成9年比約9割を削減し、維持する。 ○環境基準の達成率を100％にする。 ○一日摂取量を耐容一日摂取量(TDI)以下に維持する。	○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく排出規制 ○廃棄物焼却施設整備に対する支援 ○国、地方自治体による人の摂取量や環境の状況の把握 ○ダイオキシン類に関する調査研究の推進	(参考指標)平成16年度にこれまでのダイオキシン類対策の取組について検証し、目標達成の評価を行い、国の削減計画を改定する予定。 (参考指標)ダイオキシン類排出量削減量(平成9年比％) (参考指標)大気、公共用水域、公共用水域底質、地下水質、土壌に係る環境基準の達成率 (参考指標)ダイオキシン摂取量	48,511,874
28	環境リスクの管理(農薬の環境リスク対策)	新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定が必要となる既登録農薬について、平成19年度末までに100%設定する。	○農薬取締法に基づく登録保留基準について最新の科学的知見を踏まえての拡充の検討 ○農薬の登録保留基準の妥当性の検証、使用規制の企画立案のため残留実態調査及び水生生物影響実態把握調査等の実施 ○内分泌かく乱作用の観点から農薬の安全性を確認し、国民の健康被害の未然防止に寄与するために必要な調査の実施 ○POPs:廃農薬の無害化処理技術等の検討、農薬の陸域生態系影響評価技術の検討等に必要調査の実施	(参考指標)新たな水産動植物に係る登録保留基準の設定数 (平成15年度は、平成17年4月1日からの円滑な施行に向け、試験法及びモニタリング法について調査検討を行い、これらの報告書をまとめた。)	386,959

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
29	環境リスクの管理(化学物質の審査・規制等)	生態毒性の不明な既存化学物質・既審査物質に係る安全性点検をより効率的に推進(年2・6物質程度)	○既存化学物質の生態毒性等に関する文献情報を収集・整理 ○文献情報が得られない既存化学物質について、優先順位の高いものから生態毒性試験を実施 ○物理化学的性状等から生態毒性の程度を簡易に推計する信頼性の高い手法を開発・検証	(指標)既存化学物質・既審査物質に係る点検実施数にて評価	391,012
30	リスクコミュニケーションの推進	○PRTRデータの円滑な集計・公表等(年1回)を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 ○化学物質に関するリスクコミュニケーションに資する情報の整備(化学物質ファクトシート(H21年度を目的にPRTR対象の354物質について作成)等)、人材(化学物質アドバイザー(登録者数について、平成16年度以降派遣要求の増加等需要に応じて50人まで拡大))の育成・活用による対話の推進を行うとともに、化学物質に関する対話の場として、市民・産業・行政等の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を定期的に開催することを通じ(当面定期的に開催(16年度は4回開催予定)、化学物質全般やそれによる環境リスク等についてリスクコミュニケーションを図る。	○PRTRデータの円滑な集計・公表等(PRTR制度運用・データ活用事業費により対応) ○リスクコミュニケーションに必要な情報の整備、人材の育成等(化学物質環境安全社会推進費予算により対応)	(指標)「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」の作成及び普及状況、及びPRTRデータの集計及び公表等状況にて評価 (指標)情報の整備として「化学物質ファクトシート」の作成物質数、対話の推進として「化学物質アドバイザー」登録人数(人)と派遣回数(人回)、及び場の提供として「化学物質と環境円卓会議」開催回数(回)にて評価	362,149
31	国際協調による取組の推進	○化学物質関係の各条約(POPs条約、PIC条約)に関連する国内施策の推進を図り、必要に応じて我が国がリーダーシップを発揮してアジア太平洋地域が連携・協力した対応を進める。(POPs条約については、条約発効後2年以内(2006年5月16日まで)に国内実施計画の策定) ○我が国へのGHSの導入を進める。(H20年完全実施(APEC諸国はH18年目標)) ○OECDなど国際機関等が進める化学物質対策との連携を強化する。	○POPs条約等への対応、我が国へのGHSの導入 ○OECD等との連携強化(POPs条約総合推進費予算等)	(指標)POPs条約に基づく対応状況(国内実施計画の策定年度)、POPs条約を踏まえたPOPsモニタリングの実施状況、PIC条約の締結年度、我が国へのGHSの導入の進捗状況、及びOECD等の主催する会合への対応状況にて評価	361,229
32	国内における毒ガス弾等対策	茨城県神栖町において、通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸による環境汚染に起因する健康被害等が生じていることから、原因究明のための調査研究等を進めるとともに、健康被害を受けた住民に対し医療費等の給付を行い治療を促すとともに、特に著しくジフェニルアルシン酸に暴露したと認められる者に対して、病歴、治療歴等に関する調査等を行うことにより発症メカニズム、治療法を含めた症候及び病態の解明を図る。 神奈川県寒川町及び平塚市でも旧軍の毒ガス弾等が発見されていることから、これら発見場所を含め周辺の環境調査を行う。また、毒ガス弾等による被害の未然防止を図るため、フォローアップ調査の結果に基づいた環境調査などを行う。	○茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業 ○健康等に関する調査研究(動物実験等による毒性発現メカニズム(病態)の研究、人への健康影響に関する調査研究等) ○環境調査等業務(A事案における環境調査(継続)、汚染メカニズム解明調査等(神栖等)) ○毒ガス情報センターが収集する各種報告情報データベース化、情報の普及啓発	(参考指標)茨城県神栖町における汚染原因究明調査、ジフェニルアルシン酸の健康影響に関する調査、フォローアップ調査結果に基づく環境調査の結果等にて評価	1,745,739
33	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	○生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。 ○自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。また、全国の生態系を長期的にモニタリングする「モニタリングサイト」を、平成19年度までに1000箇所設置。 ○アジア太平洋地域各国との協力等により国際的な生物多様性の保全を図る。	○国内希少野生動植物種の指定、生息地等保護区等の保護地域の指定・管理等 ○動植物分布調査、浅海域生態系調査等の実施、基盤情報図の作成等 ○関係各国との連携強化を図るための国際会議やワークショップ等の開催、国際自然保護連合等の国際機関の会員として必要な拠出金の拠出	(参考指標)生物多様性国家戦略に基づく各施策の実施及び進捗状況の点検(毎年)の実施	920,140
34	自然環境の保全(国立公園)	自然公園における自然生態系の保全を図りつつ、それらの持続可能な利用を推進する。また、国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画について、今後4年間(平成16～19年度)で、全地域(57地域)の点検を終了する。	○国立・国定公園の公園計画の策定・変更 ○自然公園法に基づく許認可事務の適正な実施	(指標)[国立公園の適正な保全管理のための国立公園計画の点検] 国立公園計画の点検実施済み地域数:平成15年度までに25地域	1,295,116
35	自然環境の保全(国立公園の保全管理を除く)	○国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域を適切に保全管理する。 ○世界自然遺産に関する調査及び適切な保全管理を実施する。 ○里地里山の保全と持続的な利用の推進	○保全施設の整備等 ○遺産地域の拡張も含む適切な保全地域のあり方の検討や自然環境や利用等の状況把握、評価手法の検討等 ○里地里山保全管理の実践、再生整備の実施や体制の確立等	(参考指標)適正な保全管理を行うための自然環境や利用等の状況を把握、評価するための手法に基づき実施	114,409
36	自然環境の再生	多様な主体の参加による過去に損なわれた自然環境の再生	○ネットワークの形成や自然再生に関する情報収集、提供等 ○対象地の詳細調査及び手法の検討等 ○自然環境の再生及び修復のための自然再生整備事業の実施等	(参考指標)地域の協議会等個別事業の実施者及び専門家等で構成される協議会等が評価を実施。	11,986,366
37	野生生物の保護管理	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。)に基づきその保全を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。	○希少野生動植物種の調査とリストアップ ○希少野生動植物の保全 ○野生鳥獣の保護管理 ○外来生物及び遺伝子組換え生物対策	(参考指標) [鳥獣保護区の指定]国指定鳥獣保護区指定箇所:60箇所(平成16年度)	2,026,364
38	動物の愛護及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、家庭動物の終生飼養について国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくり等を推進する。	○動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物愛護週間等、法に基づく普及啓発のための事業を都道府県等や民間団体等と連携して実施し、国民の意識の向上を図ること。 ○適正飼養講習会の実施等により都道府県等の動物愛護担当職員の適正飼養に関する知識及び技能の向上を図ること。 ○家庭動物(ペット)の終生飼養を推進するため、飼い主のための飼養保管指針づくり及びデータベース・ネットワークのソフト開発、引取動物の飼養保管技術マニュアルの作成等を行うこと。 ○動物愛護管理制度の充実・強化を図るため、国際的な水準を見越した実効性の高い飼養保管基準等を策定・改訂すること。	(参考指標) 各種基準・ガイドラインの策定・改正、都道府県等に引き取られる犬ねこの頭数、動物愛護推進員・協議会の設置数等	62,994

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
39	自然とのふれあいの推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。	- 国立公園の利用拠点等自然とのふれあいの場の整備 - 各種行事の開催、モデル事業の実施等による自然とふれあう機会の提供及びその情報提供 - 自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成や活動プログラムの開発 - 温泉の保護と適正利用に資する各種調査・検討	(参考指標) 自然公園等の利用者数、国民保養温泉地宿泊利用者数、子どもパークレンジャー事業参加者数、インターネット自然研究所アクセス件数	12,857,108
40	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保(森林の保全・砂漠対策・南極の保全)	森林の保全、砂漠化対策、南極の保全に関し、国際的な枠組みの遵守を図るほか、自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、国際的な枠組みの発展に向けて貢献する。	- 森林の保全に関する国際的な課題に取り組むために必要な調査・検討等を実施すること。 - 砂漠化対策に関する国際会議等で提言するために必要な調査・検討等を実施すること。 - 南極環境保護議定書及び国内担保法の着実な施行、及び環境損害責任附属書の作成への方針策定を検討すること。	(参考指標)各種会議等の成果により、目標達成状況を把握。	53,718
41	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保(国際機関等への拠出金)	- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)のプロジェクトに、多くの研究機関を参加させ、地球温暖化対策を中心に科学者の能力向上に寄与する。 - アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)の成果を、各国の実際の政策形成へ活用し、環境保全政策の形成に貢献する。	- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の活動を支援することにより、アジア太平洋地域における地球環境研究を推進し、途上国の科学的能力の向上を図ること。 - アジア太平洋地域の各国共同により、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)を推進すること。	(参考指標)アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)のプロジェクトに参加した研究機関数	980,262
42	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保(地球環境保全に関する国際会議開催等)	国内外において、地球環境保全に向けた施策の合意形成、実施を図る。	- 国連、OECD、エコアジア、G8等の各種の枠組みによる国際会議等への積極的参画を通じて、国際協調や国際的な環境政策を推進すること。 - 二国間の政策対話などを通じて、環境保全に対する一定の共通認識の形成を図ること。	(参考指標)各種会議の成果等により、目標達成状況を把握。	708,156
43	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力(その1)	国際的枠組みや二国間による開発途上地域への環境協力により、開発途上地域の環境保全及び地球環境問題への取組に寄与する。	- 開発途上国の持続可能な開発の実現を支援するため、「環境・開発統合支援戦略」を策定すること。 - 日中韓三カ国環境大臣会合で合意された各協力分野のプロジェクトを推進し、三カ国間の国民の環境への意識向上を図ること。	(参考指標)各種会議の成果等により、目標達成状況を把握。	158,737
44	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力(その2)	アジア太平洋地域を中心とする開発途上地域における持続可能な新しい社会発展モデルを実現する。また、特に都市における環境悪化を防止する。	民間団体や国際機関等との連携の下で、各事業を確実に実施すること。	(参考指標)民間団体からの調査結果・事業実施状況報告の分析、データベースへのアクセス件数等で目標達成状況を把握する。	141,900
45	環境基本計画の効果的実施	- あらゆる主体における環境配慮の推進、内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応した環境基本計画の見直し - 全府省における環境配慮の方針の策定	- あらゆる主体における環境配慮の推進を一層効果的に進めていくために、環境保全経費の見積り方針の調整、国土利用計画をはじめとする国の各種計画と環境基本計画との連携、関係府省における環境配慮の方針の更なる普及、環境白書等を通じた普及・啓発などを実施 - また、環境基本計画における目標の検討などを行い、次期計画に反映させる。	(指標)環境配慮の方針の策定状況 (参考指標)環境基本計画の認識率 (参考指標)環境白書の発行部数	76,956
46	環境教育・環境学習の推進	- 環境教育・環境学習の推進 - 平成18年度までに環境カウンセラー登録者数を5,500人とする。 - 平成18年度までにこどもエコクラブ会員数を11万人とする。	- 環境カウンセラー制度や活動内容等の積極的な情報提供 - 全国の小中学生へのこどもエコクラブの積極的な広報活動、さらにこどもエコクラブ会員へ提供するニュースや環境学習プログラムの充実 - 幅広い年代が参加しやすいプログラムや仕組みを創設するとともに、積極的な広報活動を行う。	(指標)環境カウンセラー登録者数の数値達成状況 (指標)こどもエコクラブ会員数の数値達成状況	791,529
47	環境パートナーシップの形成	- 環境パートナーシップの形成 - 平成18年度末までに地球環境パートナーシッププラザホームページアクセス数を300万件とする。 - 平成18年度末までに環境らしんばん登録を2,000団体とする。 - 平成18年度末までにメールマガジン配信数を3,000人とする。	- 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスの活用 - 地域における環境情報ネットワークを構築し、そのネットワークを有機的に連動させることにより全国的な環境に関する情報交流の仕組みをつくる。 - 今後のパートナーシップでの取組の促進のために大きな鍵となる行政担当者について、環境パートナーシップについての理解を深め、行政と各主体のパートナーシップによる取組の促進を図る。 - CSRへの関心の高まりを踏まえ、企業が発行している環境報告書などを素材に企業とNPO、市民とのパートナーシップでの促進に取り組む。 - NGO等からの優秀な環境政策提言を行政施策に取り入れる仕組みを整え、さらに行政とNGO等がその実現方策の検討を行うことにより、一層のパートナーシップの構築に努める。	(参考指標)地球環境パートナーシッププラザホームページアクセス数:180万件、環境らしんばん登録:588団体、メールマガジン配信数:2,178人(いずれもH15年度末) (指標)MOEメールの件数:34,962件、タウンミーティングの開催回数:2回、タウンミーティングの参加者数:703人(いずれもH15年度実績)	196,343
48	経済活動における環境配慮の徹底	- 事業者の自主的な環境保全活動の推進 - 環境報告書作成企業数.....環境報告書公表率 上場企業 約50%、非上場企業 約30%(平成22年度) - 環境会計実施企業数.....環境会計実施率 上場企業 約50%、非上場企業 約30%(平成22年度)	- 事業者の自主的な環境保全活動の推進 - 事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法を開発・普及する(手法検討)。 - 事業活動に係る環境情報を広く開示させることを進め、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高評価されるような社会システムを構築する(基盤整備)。	(指標)事業者の自主的な環境保全活動の推進 環境報告書作成企業数.....環境報告書公表率 上場企業 38.7%、非上場企業 17.0%(平成15年度) 環境会計実施企業数.....環境会計実施率 上場企業 31.8%、非上場企業 17.2%(平成15年度) (.....アンケート結果より)	73,479

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
49	環境保全型産業活動の促進	○環境に配慮した製品・サービスの普及促進 ・地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率………全ての地方公共団体、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が組織的にグリーン購入を実施する(平成22年度) ○環境ビジネスの振興 ・環境ビジネスの市場規模及び雇用規模………市場規模 約50兆円、雇用規模 約140万人(平成22年度)	○環境に配慮した製品・サービスの普及促進 ・国及び地方公共団体においてグリーン購入を推進するとともに、技術開発の動向等を勘案しつつ、特定調達品目及び判断の基準の見直しを実施する。また、一般の消費者に対してグリーン購入の普及・啓発を図るため、(1)グリーン購入地域ネットワークの構築、(2)環境ラベル等の環境配慮型製品に関する情報提供、(3)LCA(ライフサイクルアセスメント)手法の検討・確立を推進する。 ○環境ビジネスの振興 ・環境ビジネスの将来展望を明確に示し、環境ビジネスに対する事業者の取組を促進するため、環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査を実施するとともに、その促進方策を検討し、実施していく。	(指標)環境に配慮した製品・サービスの普及促進 ・地方公共団体、企業におけるグリーン購入実施率………地方公共団体の約38.4%、上場企業の29.4%及び非上場企業の21.7%が組織的にグリーン購入を実施している(平成15年度) (指標)環境ビジネスの振興 ・環境ビジネスの市場規模及び雇用規模………市場規模 約30兆円、雇用規模 約77万人(平成12年度)	92,057
50	環境事業団の効果的な運営	独立行政法人環境再生保全機構における中期目標を達成する。	独立行政法人環境再生保全機構における中期計画を達成する。	(参考指標)第三者機関である環境省独立行政法人評価委員会において定期的に業務実績評価を行う。	6,086,440
51	環境影響評価制度の運営及び充実	環境影響評価の技術手法の向上、環境影響評価に係る情報の整備・提供の促進、住民意見形成の促進等により、環境影響評価の充実を図るとともに、適正な審査及び評価後のフォローを通じて、環境保全上の適切な配慮を確保する。	○環境影響評価実施促進経費を用い、生態系への環境配慮の定量的な把握手法等の技術手法の開発等を実施し、環境影響評価手続を通じた各主体間のコミュニケーションの促進のための手法開発、普及啓発等を行う。 ○また、環境影響評価手続において環境大臣が適切に関与するとともに、評価後の事後調査についての情報の収集・分析・提供を行う。	(参考指標)環境影響評価法による手続開始件数	211,264
52	戦略的環境アセスメントの推進	国や地方公共団体の施策の策定等に当たって、個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる計画(上位計画)、政策について、環境保全上の適切な配慮を確保すること。	戦略的環境アセスメント導入推進費を用い、計画段階・政策段階におけるSEAに関する調査・検討を実施することにより、計画段階・政策段階におけるSEA手続のルール化のための検討を行う。	(参考指標)国・地方公共団体の行政機関、事業者によって、上位計画、政策について環境保全上の適切な配慮が行われたかどうかにより評価する。	39,445
53	環境に配慮した地域づくりの支援	○環境と経済の好循環のまちモデル事業の推進により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による地域経済の活性化を図る。 ○学校校舎のエコ化による二酸化炭素排出量削減を図り、これを教材として地域での環境教育の普及、環境建築技術者の育成を図る。 ○地方公共団体向けの情報提供について、その内容の質的・量的充実を図る。地域環境行政支援情報システム「知恵の環」へのアクセス件数を平成18年度までに2,000(件/日)にする。	○環境と経済の好循環のまちモデル事業の推進により、地域に対して財政的支援を行っている。 ○学校の特徴に応じた校舎のエコ改修、及びこれを教材とした地域での環境教育の普及を行う。 ○地域環境行政支援情報システムの内容を充実させるとともに、メールマガジンなどを活用してシステムの普及啓発を行っている。	(参考指標)環境と経済の好循環のまちモデル事業実施地域数 (参考指標)事業の推進による二酸化炭素排出削減量及び地域における環境教育の普及を評価する。 (指標)地域環境行政支援情報システムの1日当たりのアクセス数	3,589,995
54	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等(環境研究・環境技術開発等の推進)	○持続可能な社会の構築の基礎となる環境技術開発を推進する。 ○競争的資金の拡充する。 ○平成17年度を目標年度とする中期目標に係る業務の実績評価において、B評価以上とする。	競争的資金の課題数を充実させる。	(指標)競争的資金の予算額。 (指標)独立行政法人評価委員会の業務実績の評価。	12,411,836
55	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等(地球環境研究等の推進)	○IPCC第4次評価報告書に引用された全文献数に占める我が国の文献数を、第3次評価報告書の1.5倍にする。 ○衛星等による温室効果ガスの観測データの精度を向上させるとともに、観測データの提供システムを開発する。	○競争的研究資金である地球環境研究総合推進費により、産学官の第一線の研究者の総力を結集し、地球環境研究を、政策的な観点を重視した上で実施すること。 ○地球温暖化問題の解決に向けて、中長期的な視点から主導的かつ着実に推進すべき研究や、国内の温暖化影響のマッピング、脆弱性評価、適応戦略の検討を行うこと。 ○温室効果ガス観測センサの開発・打ち上げにより、全球規模で温室効果ガス濃度の常時監視を行うこと。 ○航空機・船舶を活用した温室効果ガスモニタリングを強化するとともに、観測データの相互利用・提供ネットワークを構築すること。	(参考指標)IPCC第4次評価報告書における我が国の研究者による研究成果の引用貢献度 (参考指標)温室効果ガスの観測精度	3,930,097
56	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等(環境測定分野の推進)	対象:全国の環境測定分析機関(地方公共団体及び民間など) 成果:環境測定分析精度の確保・向上 →この施策につきましては修正なしです。 ○理由 当該施策は参加機関の行った環境測定分析についてデータのばらつき程度を把握し、分析結果の正確さについての情報提供を行い、参加機関の測定精度の向上に役立ててもらうものであり、分析精度について目標値を設定する性質の施策ではないため。	環境研究及び環境技術開発を促進するための基盤整備を行うとともに、その振興を図る。	(参考指標)毎年実施している調査結果により、全国の環境測定分析機関において、相応な分析精度が確保されていることが示されている。	31,742

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額(千円)
57	試験研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等(廃棄物・リサイクル関係研究等の推進)	廃掃法に基づき平成13年5月に定めた「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」等に定めた目標。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の排出量を約5%抑制する。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の再生利用量を約11%から約24%に増加させる。 ○平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物の最終処分量をおおむね半分に削減する。 ○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量を平成14年度末において310g-TEQ/年以下とする。	当該研究、開発によって得た成果を普及する事業(成果発表会等)を行い、当該成果を広くかつ迅速に普及する。	(指標)一般廃棄物の排出量 (指標)一般廃棄物の再生利用量 (指標)一般廃棄物の最終処分量 (指標)一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の量	1,149,720
58	公害防止計画の推進	○公害の著しい地域等において、公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策を推進することにより、公害の早急な解決を図り、又は公害の未然防止に努めることにより、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。	都道府県知事に対し、環境基本法に基づく公害防止計画の策定指示及び同意を行うほか、これらを的確に実施するため、公害防止計画実施状況等調査を実施する。	(参考指標)公害防止計画策定市区町村数	8,061
59	公害健康被害対策(補償・予防)	○公健法に基づき、被認定者への公正な補償給付等の実施を確保する。 ○公健法による健康被害予防事業の推進に加え、環境汚染による健康影響の継続的な監視及び調査研究を行う。特に、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究を一層推進する。	○公健法に基づく、被認定者への補償給付等の実施 ○健康被害予防事業の実施 ○地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係について継続的な監視(環境保健サーベイランス、カドミウム汚染地域住民健康調査)、局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等の実施		14,738,369
60	水俣病対策	○水俣病発生地域の住民の健康不安を解消する。 ○水俣病患者への補償が将来にわたり確実に行われるよう確保する。 ○水俣病経験の情報を国内外に広く発信し、水俣病から得られた教訓を広く一般に普及させる。 ○水俣病の発症機序や有効かつ効率的な診断・治療法を明らかにする。	平成7年水俣病問題政治解決に際しての閣議了解等に基づき、 ○水俣病総合対策(健康管理事業、医療事業) ○チッソ支援などの地域振興 ○水俣病経験の情報発信と国際貢献 ○水俣病に関する総合的研究等を着実に実施		8,846,858
61	環境保健施策に関する調査研究の推進	花粉症と大気汚染との関連、電磁波の健康影響について、その発症メカニズム、因果関係を解明し、国民の不安に応え、より適切な環境保健行政を推進する。	花粉症と大気汚染との関連、電磁波の健康影響について調査研究の推進(大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究等の予算)	(参考指標)花粉症と大気汚染との関連、電磁波の健康影響についての新たな知見の集積にて評価	28,045
62	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備(環境情報の整備・提供)	○環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。 ・環境省ホームページアクセス件数の拡大(平成15年度:95百万件) ・環境省ホームページで提供している情報量(平成15年度:10,029MB) ○「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。 ・すべての手続のオンライン化 ・オンラインによる申請・届出手続の利用件数の拡大	情報基盤の強化対策費	(指標)定期的にホームページ内に設置してあるカウンターからアクセス数を把握及びページ数等の掲載情報量について評価する。 (指標)申請・届出のオンライン化率を確認し評価する。 (指標)定期的にサーバー内に記録されたオンラインによる申請・届出の件数を確認し評価する。	1,445,250
63	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備(環境政策の基盤整備)	国及び地方公共団体等において環境行政を担当する職員等の能力の開発、資質の向上を図る。	国及び地方公共団体等において環境行政を担当する職員等に対し、各種研修を実施して専門的知識及び技術を習得させる。	(参考指標)研修対象となった環境行政上の施策が円滑に推進されていること。	2,914,484